

会社法施行後に特例有限会社として存続するメリット、デメリット

メリット

- ① 取締役、監査役の任期が無期限である。
(株式会社にすると、原則、取締役は2年、監査役は4年に1度、変更登記が必要であり、手間と費用がかかる。)
- ② 決算公告が不要である。
(株式会社には決算公告義務あり。実際に公告しているのは一部の株式会社だけだが、今後どうなるかは分からない。)
- ③ 大会社(資本金が5億円以上又は負債総額が200億円以上)であっても、会計監査人の監査が不要である。
- ④ 休眠会社(最後の登記があった日から12年経過)は登記を放置しておいても解散とみなされない。
- ⑤ 今後、有限会社を設立することはできなくなるため、いずれは歴史(社歴)のある会社と思われる。
- ⑥ 将来的に信用度が上がることが期待できる。
(有限会社を設立するための資本金は300万円以上であるため、最低限度の規模を有する会社と見られる。)

デメリット

- ① 吸収合併、吸収分割等、組織再編を行う場合は承継会社になれない。
- ② 株式交換、株式移転を活用した組織再編ができない。
- ③ 株主間の株式の譲渡に関して制限を付けることができない。
- ④ 柔軟な機関設計ができない。
(株主総会、取締役以外に、任意で代表取締役、監査役を設置できるのみである。株式会社に設置できるようになった会計参与は設置できない。)
- ⑤ 定款に株式の譲渡制限があるとみなされ、この内容を変更することができないため、株式の公開、上場はできない。
- ⑥ 商号に有限会社を使わなければならないため、いずれは古い会社と思われる。

注意

特例有限会社として存続する場合は登記手続きは不要です(ただし、定款に議決権行使・利益の配当・残余財産の分配に関する別段の定めがある場合を除く)。もちろんいつでも株式会社へ移行することはできますが、一度株式会社に移行すると特例有限会社には戻れないため、上記のメリットを受けることはできなくなります。